

○内閣府令第五十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条の五第四項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年八月十九日

内閣総理大臣 安倍 晋三

企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項第一号ヲ中「方法。」を「方法」に、「(1)及び(2)」を「次の(1)から(3)まで」に改め、同号ヲに次のように加える。

(3) 特定譲渡制限付株式（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第八十四条第一項に規定する特定譲渡制限付株式をいう。以下(3)において同じ。）を当該特定譲渡制限付株式に係る株券の発行者又はその関係会社の役員、会計参与又は使用人に割り当てる方法

第十九条第二項第九号中「第四十八条の三第二項」を「第四十六条の三の二第二項」に、「第四十九条の

三第二項」を「第四十六条の四の六第二項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、第十九条第二項第九号の改正規定は、平成二十八年九月一日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この府令による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令の規定は、この府令の施行の日以後に開始する有価証券の募集又は売出し（金融商品取引法第四条第四項に規定する有価証券の募集又は売出しをいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始した有価証券の募集又は売出しについては、なお従前の例による。